

# 農業委員会だより



- 地域のベテラン農家さん  
※五十嵐勝則さんと奥様(利子さん)です。
- 3面に特集記事があります。

## 主な内容

- ・先進地視察研修を行いました…………… 2面
- ・地域のベテラン農家さん…………… 3面
- ・農業委員・農地利用最適化推進委員  
研修会に参加…………… 4面
- ・座談会が進められています…………… 4面
- ・農地パトロールを実施しています…………… 5面
- ・こんなときはどうすればいいの? …… 6面
- ・相続土地国庫帰属制度…………… 7面
- ・利用権設定を利用している農家の皆様へ …… 7面
- ・収穫作業時の事故にご注意を!! …… 8面



# 先進地視察研修を行いました

農業委員会では、8月29日、地域ぐるみで担い手の育成や就農支援などに取り組む茨城県石岡市八郷地区のやさと農業協同組合（JAやさと）、やさと菜苑株式会社などを訪問し研修を行いました。

JAやさとは、産直事業で実績を重ね、平成9年には有機栽培部会を設置し、「安全・安心」な農産物を求める消費者にむけて有機野菜の出荷に力を入れて



JAやさとの研修の様子

きました。  
一方で、JAやさとが運営する「ゆめファーム」や石岡市が運営する



広大な長ネギ畑



実際に農地を見学

る「朝日里山ファーム」と連携し担い手育成を行い、就農者への栽培技術指導など実践的な研修体制を確立し、これまでに県内外から集まった多くの研修生が、専業農家として独立を果たしているとのことでした。  
また、平成24年にJAやさとが設立したやさと菜苑では、露地野菜やビニールハウス野菜の栽培・生産のほか、会社を取り組む新規就農者の育成制度や農福連携事業などの話を聞くことができました。



栗の栽培の様子

参加した委員からは、今回の研修をとおして「農業の価値向上のために地域が一体となって取り組んでいく必要を感じた」「八郷地区はかつて養蚕地帯が多かったとのことだが、しっかりと活動理念をもって取り組んできたことで、遊休農地の発生防止などの成果にもつながっているのではないか」などの声がありました。

農業委員会では、担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、本市が抱えるさまざまな課題に対し、研修での成果を活かしていきたいと思えます。



# 地域のベテラン農家さん

五十嵐 勝則さん（岩根）  
五十嵐 利子さん

今回、紹介する農家さんは五十嵐勝則さん（71歳）、利子さん（67歳）のご夫婦です。五十嵐勝則さんはもとみや農協に約25年勤務された後、本格的に農業の道に入り、勤務中に両親とともに始めたアスパラガス栽培に着手、露地栽培6,000㎡を約5年、その後ハウス栽培に切り替えて約20年栽培を行い、現状に至っています。

栽培では、茎枯れによる収穫



ビニールハウス（アスパラガス栽培）



五十嵐さんと川名委員

減など、さまざまな苦難があるなか、利子さんと協力して取り組み、なるべく消毒をせず、消費者の食の安全を考えて栽培をしているとのことです。

収穫量は年間で約2・5tにもなるとのこと。アスパラガスの旬は春採り（3月下旬から6月ごろまで）と夏採り（7月ごろから9月末ごろまで）があり、「春採りは甘みが強く、夏採りは触感が良い。塩ゆでしてマヨネーズで食べても、肉巻きにして炒めて食べてもおいしい。」



遊休農地を利用

とのことでした。出荷サイズはし、M、Sの割合で選別し、値段も自分で責任をもってつけているとのことでした。

また、その他にもじゃがいも、里いも、トマトなど、季節に応じた野菜づくりを行っており、米も約10,000㎡つくっているとのこと。また、遊休農地をなくすためにぶどうも栽培していました。じゃがいもは若い人たちがピューラーで剥きやすいような、皮が薄く、芽も少

ない品種のものをを選び栽培しているとのことでした。

勝則さんは、「これからの農業については、新たに農業の後継者を確保して規模を拡げることとは難しいと思うが、既存の作付を維持し、農地を守ってきたい。安全な作物を作り、販売して、みんなに食べてもらうことを楽しみ、SDGsを維持する持続可能な農業を目指したい。」と語っていました。（川名 良子）



塩ゆで



天ぷら



肉巻き

# 農業委員・農地利用

## 最適化推進委員研修会に参加

令和6年度「農業委員・農地利用最適化推進委員研修会」が、8月20日福島市飯坂町の「パルセイりざか」で行われ、本市からは農業委員、農地利用最適化推進委員が参加しました。

研修会では「自らの課題解決に向けた対話方法」メタファシリテーション（R）の「すすめ」をテーマとして、特定非営利活動法人オーデラスの今野万里子代表理

### メタファシリテーション（R）とは

聞き手が話を聞く相手（当事者）との信頼関係を構築しながら、当事者自身が問題や課題解決に気づくように会話を組み立てていく手法です。



話し合いの場で活かします

事による講義などが行われました。農業委員、農地利用最適化推進委員は、将来の農地利用の姿を描く「地域計画」の策定、「目標地図」の作成に向け、各地域における様々な人を含めた「話し合い」を行うなかで、各集落の将来のあり方を検討し、実践に移す中心的な存在となります。研修会では、地域の話し合いをより効果的にするための技術を学びました。

# 座談会が進められています

## 地域農業を守ろう

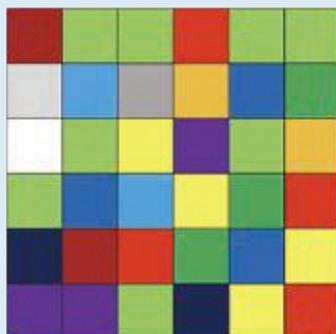
本市では、各地域で地域の将来の農地利用について、誰が、どの農地で、何を、どのように栽培するかなどを話し合う座談会が行われています。

座談会では、現在の農地利用の状況を表した地図（現況地図）をベースにして、皆さまで話し合い、将来の目指すべき農地利用の姿である地図（目標地図）を考えます。

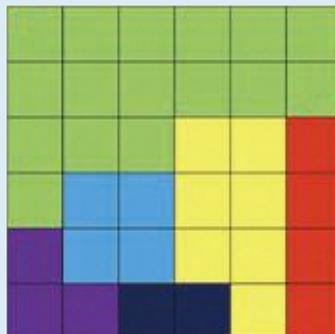


長屋地区での座談会の様子

### 目標地図のイメージ



現況地図



目標地図

これまで皆さまが築き上げてきた農地をより良く、利用しやすくするために話し合います。皆さまの地域でも座談会を行う際にはご協力をお願いいたします。

# 農地パトロールを実施しています

本宮市農業委員会では、農地の利用状況の調査や違反転用の防止などを目的に毎年7月から9月にかけてすべての農地を対象に農地パトロールを実施しています。

農地パトロールは農業委員および農地利用最適化推進委員が2人1組となり市内各地で行いますのでご理解とご協力をお願いします。

管理がされていない農地は、近隣農地へ悪影響を与える害虫や病気の発生源になってしまったり、また畑を荒らす猪など有害鳥獣の住処になってしまう可能性があります。

農地は大切な資源です。耕作放棄をせず適切な管理を行い、優良な農地を守っていきましょう。

刈払い機を使用する際は事故にご注意下さい。



一筆づつ農地をパトロール



地図で農地を確認

## 農地パトロールを

## 知っていますか？

農業委員 菊地 弘子（和田）

農地パトロールは、国の法律で毎年市内のすべての農地（田や畑）に足を運び、そこがちゃんと耕作されているかいないか、各農地ごとに確認する作業です。今年は、猛暑が続いているので大変です。

耕作が行われていない農地のことを「遊休農地」「荒廃農地」と呼びます。これらは、農家の高齢化と後継者不足で働き手が少なくなったことと立地条件が悪いところは使われなくなってしまうことで年々増加しているようです。

パトロールをしていると、高齢者が一生懸命草刈りをしていました。「先祖から受け継いだ土地だから荒らしておけない。俺がやれるうちはやるしかない」と。周りは草木が生い茂っているのにそこだけはきれいになっていました。

本市内では、農地の約2割は耕作が行われていない状況です。パトロールをしてみても、その現状には驚かされました。今後も関係機関と連携し、耕作放棄地の解消に努めなければならないと思います。

# こんなときはどうすればいいの？

## ～農地の手続きについて～



**Q. 家庭菜園に興味があり、自宅の近くにある農地を買いたい。農業経験がない、農地を所有していなくても大丈夫か。**

**A. 農地法第3条の申請、許可の手続きが必要です。元々農地を持っていないくても小さい農地でも、下記条件を満たせば農地の所有が可能です。**

- 農地を効率的に利用して耕作を行うこと
  - 必要な農作業に常時従事すること
  - 周辺の農地利用に支障がないこと
- ※計画される際にはまずご相談下さい。



家庭菜園にチャレンジ

**Q. 自分の所有農地を子どもに譲り住宅にしたい。**

**A. 農地法第5条申請、許可の手続きが必要です。**

農地転用には以下の手続きがあります。

- 農地法第4条→自分の農地を自分で転用する場合の手続き
- 農地法第5条→第三者が農地を買うか借りて転用する場合の手続き

この場合は子どもが農地を取得して住宅に転用する形になるため、農地法第5条申請、許可の手続きが必要になります。

**Q. 農地を長年耕作しておらず、今後行う予定がないため、地目を農地以外にしたい。**

**A. 長年耕作しておらず、再生困難な農地を農地以外に変える場合は、現況確認証明申請、許可の手続きが必要です。ただし、非農地かどうかは、現況を確認して判断いたします。**

※非農地化していない農地について地目を農地以外に変えたい場合、農地転用の申請を行う必要があります。

☆農家の皆様だけでなく、開発を行う事業者様も制度を正しく理解し確実な手続きにご協力お願いいたします。

●お問い合わせ 本宮市農業委員会 0243-24-5387

### 農業委員会だより記事の募集

農業委員会は広報誌「農業委員会だより」を通して農業に役立つ情報をお届けしております。

農業に関わるイベント、活動、自宅の自慢の家庭菜園など、情報がありましたらご連絡ください。



### 農業委員会定例会日程(申請書の締切日)

定例会日程	申請書締切日
10月22日	10月1日
11月22日	11月1日
12月19日	12月2日
1月22日	1月6日
2月20日	2月3日

※日程変更になる場合がありますのでご了承下さい。

## 相続土地国庫帰属制度

「相続した土地の  
管理にお困りの方へ」

○土地を相続したものの、土地のニーズの低下などにより土地を手放したいと考えている方が増えています。また、相続を契機として、土地を望まずに取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いています。

○相続した土地が放置されることで、将来、「所有者不明土地」が発生することを予防するため、令和5年4月から「相続土地国庫帰属制度」がスタートしました。

○土地を相続した相続人が一定条件を満たした場合にこの制度を利用することが出来ます。要件などの詳細は法務局ホームページをご覧ください。



○相続土地国庫帰属制度に関する相談は、福島地方事務局  
(TEL:0241-5341204)まで

○令和6年4月から相続登記の申請が義務化されます。

## 利用権設定を利用している農家の皆様へ

**農地の貸し借りは、令和7年4月から、原則として農地バンク経由になります！**



※農地バンク経由の貸し借りでは、1契約ごとに毎年手数料(賃金の1%、下限800円、上限8,000円)がかかります。

### 貸し手のメリット

- 賃料は農地バンクから確実に振り込まれる。
- 貸した農地は貸付期間終了後、返却されるので安心。
- 農地バンクに貸し付けた農地について、税制優遇措置が受けられる。

### 借り手のメリット

- まとまった農地を長期間、安定的に借受できる。
- 複数所有者から農地を借りる場合であっても、賃料支払や契約事務について、農地バンクが契約を一本にまとめてくれる。
- 貸し手の相続時の対応は、農地バンクが行ってくれる。

### 地域のメリット

- 機構集積協力が交付される。
- 農家負担ゼロの条件整備が受けられる。

**お問い合わせ** 公益財団法人福島県農業振興公社  
(安達拠点 地域マネージャー) TEL: 080-3754-3066

これまでどおり **利用権** による相対での貸し借り契約を更新したい場合は、必ず **令和7年3月5日まで** 市への届出をお願いします。

※農地法第3条許可による貸し借りは、引き続き可能です。

**お問い合わせ** 本宮市農業委員会 TEL: 0243-24-5387

## 農業者年金に加入しましょう!!

若者も!!女性も!!

### ●加入条件

1. 年間60日以上農業従事
2. 国民年金第1号被保険者
3. 65歳以下



## 全国農業新聞を読もう!!

農業に役に立つ  
情報満載です!!

- 発行日/毎週金曜日
- 購読料/月額700円



